

## 第6章 自治経営～多様な主体と共創し共育するまちをめざして～

### 第1節 平和と人権を尊重する心をはぐくむ

#### 施策の方針

市民に戦争の悲惨さと平和の尊さの認識を深める機会を継続して提供し、平和を希求する市民意識の醸成を図ります。

また、市民一人ひとりが互いを大切にし、共に生きる豊かな関係が生まれ、人権尊重が当然のこととして受け入れられる地域社会づくりを進めるため、様々な人権課題に対応した総合的な取組を推進します。

さらに、市、市民、市民団体、事業者及び教育関係者が互いの自立性を尊重し、それぞれの分野や特徴をいかして連携を図ることにより、男女共同参画社会\*の実現を目指します。

#### 施策の体系

### 第1節 平和と人権を尊重する心をはぐくむ

#### 1 平和に関する意識啓発を進める

(1) 平和に対する意識の醸成

#### 2 人権を尊重した社会づくりを進める

(1) 人権を尊重する教育と人権啓発の推進 (2) 男女共同参画の推進

## 1 平和に関する意識啓発を進める

### 現況と課題

先の大戦から70年が経過し、悲惨な戦争を経験した方々の高齢化が進行しています。一方で、若い世代における平和の尊さに対する認識が希薄になりつつあります。加えて、紛争の絶えない現在の国際情勢や核兵器の抑止力によるパワーバランス論\*などの影響もあって、戦争を起こしてはならないという観念の風化が懸念されます。

本市ではこれまで、核兵器廃絶平和都市宣言\*の精神に基づき、平和展や原爆展を開催し、また、主に中学生を対象とした被爆体験者講習会を継続的に実施してきました。引き続き、平和への意識を風化させない取組が必要です。

### 平和に関する意識啓発事業

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
戦争関係展示の入場者数	—	4,460	—	—	10,693

【資料：博物館報】



戦後70年記念展示「モノが語る戦争の記憶」

## 主要施策の 基本方向

### (1) 平和に対する意識の醸成

平和の尊さを実感する実効性の高い教育を「平和教育」として位置付け、特に若い世代に対して直接戦争の悲惨さを知る方々から体験を聴く取組を継続して行います。

また、過去の戦争体験だけでなく、世界的に紛争が絶えない現実からも平和の尊さを学ぶ機会を設けるほか、北朝鮮による拉致問題に対する理解を深める取組などを通じ、多面的に平和を希求する市民意識の醸成を図ります。

## 施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
平和推進事業（博物館等での常設展示を含む。）への市民参加者数	10,693 人	11,000 人

## 主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
核兵器廃絶平和推進事業	被爆体験者講演会、世界平和に関する展示・講演会等の実施	市



被爆体験を聴く中学生

## 2 人権を尊重した社会づくりを進める

### 現況と課題

人権の問題は、家庭、地域社会、職場や学校など様々な場面で起こり得ます。また、子どもや女性、高齢者、障がい者、外国人などの人権や同和問題など様々な分野に及んでいるほか、今日の情報社会を支えるインターネット上の問題も多数発生しています。さらに、全国的に見るといじめや虐待などに起因した痛ましい事件が発生しています。

本市では、「柏崎市人権教育・啓発推進基本指針」を定め、様々な団体と協力し、市民の参加を得ながら講演会、街頭啓発などの人権啓発活動を推進しています。また、学校教育では、差別を見抜き、偏見などをなくそうとする児童生徒を育成するため、人権尊重の精神を基盤とした学校づくりを進めています。引き続き、このような取組を推進することにより、市民の人権問題に対する理解促進を図ることが重要です。

国は、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会\*の実現を、21世紀における最重要課題と位置付けています。

本市では、「新潟県柏崎市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて多岐にわたる取組を展開してきました。引き続き、市民生活の様々な場面でいまだに残る、性別を理由として役割を固定的に捉える意識を変えていくことが必要です。また、市民意識調査結果では、DV（ドメスティック・バイオレンス）\*に対する認識が低いことから、暴力根絶に向けた啓発を進めることが必要です。

### 市の審議会等の女性登用率

(単位：%)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
市の審議会等の女性登用率	31.6	29.7	25.6	28.8	34.3

【資料：人事課】



人権講演会「柏崎フォーラム」

## 主要施策の 基本方向

### (1) 人権を尊重する教育と人権啓発の推進

「人権教育・啓発推進計画」を策定し、子どもや女性、高齢者、障がい者及び外国人の人権や同和問題など、様々な人権課題に適切に対応した総合的な取組を推進します。

また、全ての市民が学校教育や社会教育の場において人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、あらゆる差別の解消を目指す同和教育\*を始めとして他者を豊かに認め合う人権教育に取り組み、人権啓発の推進に努めます。

職員の人権意識の向上を図り、本市の全ての施策を人権尊重の視点に立って進めます。

### (2) 男女共同参画の推進

家庭、地域社会、職場や学校などにおける男女共同参画\*への理解を促進するとともに、男女が共に働きやすい環境の整備と、ワーク・ライフ・バランス\*の実現に向けた取組を推進します。

また、女性の声を市政に反映させるため、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大し、審議会などへの女性登用率の向上に努めます。

さらに、個人の尊厳を傷付け、男女共同参画を妨げるDV（ドメスティック・バイオレンス）\*の防止とその被害者の保護・自立に向けた支援を一体的に進めるため、相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を図ります。

## 施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
DV（ドメスティック・バイオレンス）予防啓発のための研修・講演会等の参加者数（累計）	1,066 人	2,000 人
市の審議会等の女性登用率	34.3%	40%

## 主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
人権擁護事業	人権講演会の実施や啓発物品の製作・配布等	市・市民団体
人権・同和教育事業	人権教育、同和教育に関する各種研修への参加	市
無料法律相談事業	弁護士による無料法律相談会の開催	市
男女共同参画啓発事業	柏崎フォーラムなど、啓発活動の実施	市・市民団体
女性相談支援事業	ひとり親家庭や DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者など、主に女性からの生活・福祉などに関する相談対応	市



コミュニティ活動展

## 第2節 持続可能な市民力と地域力をはぐくむ

### 施策の方針

市民と行政との協働により、より良いまちづくりを進めるため、まちづくりの主役である市民の市政への参画と自主的な活動を促進し、市民力を一層高めます。また、市民との情報共有を図るため、市政情報が市民の関心と理解を得るよう、工夫し伝えます。

あわせて、町内会やコミュニティセンターなど地縁に基づいた住民組織を維持するとともに、市民活動団体など目的型組織\*の育成を図りながら地域力を強化し、住みよい地域社会の実現を目指します。このため、若い世代の地域活動への参加促進や協働のまちづくりを進めます。

また、地域資源を活用したまちづくりを進めるため、コミュニティ活動や市民活動を支援し、様々な地域課題の解決に向けて市民が活躍するソーシャルビジネス\*を創出します。

### 施策の体系

## 第2節 持続可能な市民力と地域力をはぐくむ

### 1 市民力が発揮できる環境を充実させる

- (1) 市民参加機会の拡充

### 2 地域力が発揮できる環境を充実させる

- (1) 地縁型組織の持続性を高める取組の充実  
 (2) 若い世代の参加による地域の活性化 (3) 協働のまちづくりの推進  
 (4) 人材の育成とソーシャルビジネスの創出

## 1 市民力が発揮できる環境を充実させる

### 現況と課題

本市の最高規範である「新潟県柏崎市市民参加のまちづくり基本条例\*」では、まちづくりは市民の幸福の実現を目指し、市民と市が協働して推進し、市民がその成果を享受していくことを基本理念としています。

その実現に向け、市民と市の情報共有を図るため、市民意見提出手続（パブリック・コメント）、市長への手紙\*、市民応接室\*、移動市長室\*などを始め、行政計画策定への参画、地域懇談会\*の開催など、まちづくりに関する活動及び意思決定の過程において、幅広く市民の声を聴く機会を確保してきました。今後も市民の声を市政にいかしていくことが必要です。特に、若い世代の声を取り込んでいくことが求められています。

平成25年度から市内2大学及び柏崎商工会議所との連携の下、柏崎リーダー塾\*を創設し、将来のまちづくりを担う若い世代の育成を進めています。引き続き、こうした取組を始め、若い世代がまちづくりの主役として活動する機会を増やしていくことが必要です。

#### 市民意見提出手続(パブリック・コメント)

(単位：件)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 件当たりの意見提出件数	1.0	3.5	4.7	2.8	2.4

【資料：広聴広報課】



柏崎リーダー塾



## 主要施策の 基本方向

### (1) 市民参加機会の拡充《地域の宝・育成戦略》

市民がまちづくりの主体であることから、誰もが自由にお互い平等な立場で自主的にまちづくりに参加できる環境づくりを進めます。

市政に関する情報は、市民の関心と理解が得られるよう、内容を工夫します。また、ソーシャルメディア\*を利用して、多様な市民との双方向コミュニケーションを図り、市民と市政との関わりを深めます。さらに、広聴制度を通じて寄せられた市民からの意見を行政運営に反映させるための仕組みを構築します。

公共の視点を持ちながら行動し、地域課題の解決を図る柏崎リーダー塾\*を継続し、次代を担うリーダーを育成するとともに、卒塾後に公共・公益の場や地域のリーダーとして活躍できるよう支援します。

## 施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
パブリック・コメント1件当たりの意見提出件数	2.4 件	5 件
柏崎リーダー塾卒塾人数（累計）	20 人	80 人

## 主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
総合計画推進事業	柏崎市総合計画審議会による進行管理の実施	市
柏崎リーダー塾事業	産学官の連携による次代を担うリーダーとなる人材の育成	市・商工会議所・大学



柏崎市総合計画審議会

## 2 地域力が発揮できる環境を充実させる

### 現況と課題

町内会やコミュニティセンターなどの地縁に基づいた住民組織は、各地区の地域活動に主体的に関わっており、地域住民同士の連携の強化につながっています。

一方で、人口減少や高齢化の進行により、地縁型組織\*の弱体化が懸念されています。特に、過疎化や高齢化が深刻な中山間地域においては、地域コミュニティの維持が喫緊の課題です。このため、幅広い世代が参画できる環境に加え、特に若い世代の多様な価値観などを尊重し、活躍できる環境をつくるのが重要です。

また、地域コミュニティ組織間の協働や広域的な連携を図り、NPO\*なども活用しながら、地縁型組織の安定的な運営を支援することが必要です。

さらに、地域内の多様な主体が地域課題の解決に取り組んでいる中、職員がそこに積極的に関わっていく意識を持ち、協働のまちづくりを更に進める必要があります。その上で、それら地域課題の解決に取り組む市民活動団体が元気なまちづくり事業\*補助金の活用などを通じ、将来的にソーシャルビジネス\*として展開していくことが求められています。

### 元気なまちづくり事業

(単位：団体)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
補助金交付決定団体数	11	9	16	12	10

【資料：市民活動支援課】



元気なまちづくり事業補助金公開審査会

## 主要施策の 基本方向

### (1) 地縁型組織の持続性を高める取組の充実

地域における様々な課題に対して幅広い年代層の人々が集い、地域間連携を深めながらその解決を図る町内会やコミュニティセンターなどの地縁型組織\*による自発的な取組を支援します。

あわせて、老朽化したコミュニティセンターは、計画的に改修等を進めます。また、世帯数や人口動態の変化等を踏まえ、施設の在り方について検討します。

### (2) 若い世代の参加による地域の活性化《地域の宝・育成戦略》

住みよい地域社会を実現するため、新たな地域人材の発掘や育成を進めるとともに、地域おこし協力隊\*など外部人材の活用を推進します。

地域コミュニティを始めとした関係機関と連携し、市民活動に関する相談や情報交換に対する積極的な支援を行うほか、若者同士や多世代との交流を促進します。

### (3) 協働のまちづくりの推進

協働のまちづくりを進めるため、地縁型組織と目的型組織\*など、異なる主体間の交流により地域課題の解決を図る取組に対してコミュニティセンターや市民活動センターが中心となって支援します。

また、コミュニティセンター間の連携を促進し、地域間連携を図ります。

### (4) 人材の育成とソーシャルビジネスの創出《地域の宝・育成戦略》

地域資源を活用したまちづくりを進めるため、元気なまちづくり事業\*の推進などにより、人材の発掘・育成、ネットワーク化を図ります。また、それらを土台として多様な主体が連携し、地域課題を解決するためのソーシャルビジネス\*を創出します。

このため、関係機関と連携しながら必要な支援を行うとともに、ソーシャルビジネスを軌道に乗せるための資金循環の仕組みづくりを検討します。



地方発!ソーシャルビジネス最前線

## 施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
コミュニティセンター利用者数	426,056 人	440,000 人
地域おこし協力隊*員数	1 人	5 人
元気なまちづくり事業*補助金の交付決定団体数	10 団体	15 団体
市民によるソーシャルビジネス*創出件数（累計）	13 件	18 件

## 主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
地域コミュニティ活動推進事業	各地域コミュニティの管理・運営 コミュニティ活動に対する支援	市・コミュニティセンター
地域活性化対策事業	地域おこし協力隊の配備による地域の活性化支援	市・地域コミュニティ
市民活動支援事業	自主的・主体的に元気あふれるまちづくりを目指す市民活動団体の立ち上げや活動に対する支援 市民活動に関するアドバイザー等の派遣	市・市民団体



荒浜コミュニティセンターによる  
荒浜いしまつり

## 第3節 持続可能な行政力をはぐくむ

### 施策の方針

市民サービスの向上と効率的・効果的な市政を実現するため、新庁舎を整備するとともに、広聴広報活動の推進や更なるICT\*の活用を進めます。また、多様なニーズに対応できる職員を育成するとともに、組織横断的な取組が必要な課題や新たに生まれる行政課題に迅速かつ効果的に対応できる体制づくりに取り組みます。

厳しい財政環境の中、目まぐるしく変化する社会情勢や多様化する市民ニーズを的確に捉え、より効率的・効果的な財政運営を行うため、安定した歳入確保と徹底した歳出削減を進めます。

「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、行政サービスを利用する人と利用しない人との負担の公正性・公平性を確保するとともに、未利用資産の有効活用について検討を進めます。

「柏崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、適正な施設配置や施設の長寿命化を含めた保全管理を進め、最適な管理・運営を図ります。また、効果的な施設運営や施設の再編に向け、民間の経営ノウハウや技術力を活用した官民協働を進めます。

### 施策の体系

## 第3節 持続可能な行政力をはぐくむ

### 1 自治機能を強化する

- (1)新庁舎の整備 (2)広聴広報活動の推進 (3)ICTの活用  
(4)多様なニーズに対応する職員の育成 (5)機能的な組織・機構の構築

### 2 健全な財政を堅持する

- (1)財政の健全化 (2)適正な受益者負担 (3)未利用資産の活用

### 3 公共施設を総合的かつ計画的に管理・運営する

- (1)公共施設の適正な配置と維持・運営 (2)適正な民間活力の導入と活用

## 1 自治機能を強化する

### 現況と課題

現在の市役所庁舎は、老朽化が進んでいる上、庁舎の分散による市民サービス機能の低下や執務空間の狭あいなどの諸問題を抱えています。これらの問題を解消し、今後更に複雑化・多様化する行政ニーズに対応するため、簡素で機能的な庁舎の整備が必要です。また、新庁舎には、中心市街地の活性化にもつながる機能を配置することも求められています。

本市ではこれまで、市民の声を聴く手段として、市長への手紙\*を始めとして市民応接室\*、移動市長室\*、地域懇談会\*などの広聴制度に取り組んでいます。また、双方向性が高いソーシャルメディア\*の運用を開始して市内外との情報共有に努めています。今後もあらゆる広報媒体を利用しながら、市が発信する情報をより分かりやすく伝えていくため、情報発信能力を高める必要があります。

情報化関連業務は、第三セクター\*に包括的にアウトソーシング\*し、行政事務の効率化を図っています。また、情報政策官を登用し、民間の能力をいかした情報政策機能の強化や地域情報化\*を進めています。

人口減少・少子高齢化が同時進行する中、市民力や地域力をいかし、職員が市民と共に活動し、自治機能を強化することが必要です。このため、職員一人ひとりの意識改革と能力開発を推進するとともに、職員のコスト意識の向上と倫理観の保持が求められています。

行政ニーズが複雑化・多様化する中、市の組織横断的な取組が必要な行政課題が増えています。このため、能力と適性に基づいた職員の登用のほか、外部も含めて多様な人材を活用した効率的で効果的な行政運営を進めていく必要があります。

### ホームページ

(単位：件)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
閲覧者数（月平均）	—	—	266,453	269,421	271,383

【資料：広聴広報課】

## 主要施策の 基本方向

### (1) 新庁舎の整備

「柏崎市新庁舎建設基本計画」の基本理念である「市民が安心して暮らせるよりどころとなる庁舎」、「協働によるまちづくりの拠点となる庁舎」、「さらなる未来をめざす柏崎市のシンボルとなる庁舎」を目指し、簡素ながら地震を始めとする災害に強く機能的な新庁舎を整備します。

新庁舎は、届出や各種証明書の発行などを同一のフロアに集めるとともに、市民にとって分かりやすく利用しやすい窓口サービスを提供します。また、防災・危機管理機能を一層強化するほか、効果的に業務ができるよう各部署や設備などを配置し、機能的で効率的な行政運営を実現します。

さらに、誰でも気軽にくつろぎ、ふれあいや交流ができるスペースを整備します。また、市政のほか観光・地域などの情報を総合的に提供する機能なども新たに加え、市民を始め観光客などに対するサービスを充実し、中心市街地のにぎわい創出や活性化につなげます。

### (2) 広聴広報活動の推進

市の認知度や好感度を高めるため、各種広報活動を効果的に進めます。また、行政情報については、市民目線での情報発信に努めます。

職員が市民や地域のまちづくり活動により積極的に関わるとともに、ソーシャルメディア\*を活用して情報を共有することにより、市内外の多くの方から共感や理解を得られるよう努めます。

### (3) ICTの活用

行政事務の効率化だけでなく、児童生徒の学力向上、地域産業の活性化、安全・安心なまちづくり、医療・介護の質の向上などに資する戦略的な地域情報化\*の推進に取り組みます。

また、市民サービスの向上を図るため、社会保障・税番号制度\*等を活用しながら、コンビニ交付サービス\*の充実のほか、インターネットを通じていつでもどこでも行政サービスを受けられる電子市役所の実現を目指します。

### (4) 多様なニーズに対応する職員の育成

市民との協働の視点を持って業務を遂行できる市の組織力を強化するとともに、職員の資質向上のための研修を充実します。あわせて、職員のキャリア育成、中堅職員のマネジメント能力の向上を図ります。

また、市民サービスの向上と職員の能力発揮を促進するため、人事評価制度\*を活用した組織目標の達成と人材の育成を推進します。

### (5) 機能的な組織・機構の構築

組織横断的な課題や変化する行政課題に迅速かつ効果的に取り組むため、適正な職員の配置を進めるとともに、能力と適性に基づく職員の積極的な登用を図ります。

また、専門分野業務に外部人材を登用するとともに、政策形成機能を高めるための組織体制を強化します。

## 施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
ホームページ閲覧者数（月平均）	271,383 件	290,000 件
コンビニ交付サービス*利用件数（住民票及び印鑑証明書）	—	3,000 件
職員研修受講者延べ人数	2,038 人	2,350 人

## 主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
新庁舎整備事業	新庁舎の建設	市
メディア広報事業	コミュニティ FM 放送による市政情報の広報活動の実施	市・事業者
社会保障・税番号制度*事業	他自治体等との情報連携 コンビニ交付サービスの提供	市
IT 戦略事業	外部人材を活用した戦略的な地域情報化*の推進	市
職員研修事業	柏崎市人材育成計画に基づいた各種研修の実施	市



職員を対象としたシティセールス研修会





新庁舎建設予定地

## 2 健全な財政を堅持する

### 現況と課題

本市の財政状況は改善傾向にあるものの、今後の財政展望においては一層厳しい状況が見込まれることから、経費節減や財源確保などを更に進め、健全な財政運営を堅持するための取組が求められています。

歳入は、地方交付税が合併算定替\*の段階的縮減の開始に伴い、平成33年度には約9億円減少するものと見込まれます。また、固定資産税の漸減も含めた原子力発電所関連財源の減少、法が失効することに伴い、合併特例債\*や過疎債\*などの普通交付税措置のある有利な市債が活用できなくなるおそれがあることも大きく影響します。

一方、歳出は、住民福祉の増進に係る社会保障関係費の自然増などに伴う経常経費の増加や老朽化が進む公共施設の大規模修繕の実施のほか、新庁舎の建設も控えています。特に、公共施設の維持管理費に対しては、負担が集中する状況に備えた基金の創設が検討課題です。

平成27年2月に策定した「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、一部を除いた全ての公の施設の使用料及び行政サービス手数料の見直しを実施しています。平成28年4月から新たな料金等を適用していますが、見直しによる料金等の増減が施設や行政サービスの利用にどう影響を及ぼすのか、今後の状況に留意することが必要です。

また、公正性・公平性を確保し、効率的かつ効果的な行財政運営を進めるため、行政評価\*及び補助金等の適正化を継続して実施することが重要です。

公共施設は、旧高柳町及び旧西山町との合併や人口動態の変化に伴い、施設の統廃合や機能の集約化を進めています。

今後、未利用のままとなっている施設や土地について、譲渡や有償貸与、他用途への転用などを積極的に進めることが必要です。また、柏崎地域土地開発公社\*が先行取得した土地は、早期に買戻し時期を決定するとともに、公社の解散を視野に入れた検討が必要です。

#### 実質公債費比率\*

(単位：%)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実質公債費比率	20.0	19.0	17.7	15.6	14.7

【資料：財政課】

## 主要施策の 基本方向

### (1) 財政の健全化

厳しい財政環境の中、行政評価\*を実施しながら、より効率的・効果的で、かつ、持続可能な財政運営を進めます。

歳入は、財源の安定的確保に向けた取組を強化するとともに、制度融資の預託方式\*を利子補給方式\*に転換するなど、支払資金に不足を生じない仕組みを検討します。

歳出は、公正性・公平性を確保するために、補助金等の見直しを継続しながら不要不急の事業を廃し、メリハリのある予算編成を行います。また、費用対効果の最大化が図られる事業を優先するとともに、新地方公会計\*の導入やPDCAサイクル\*を用いた行政評価を行うことにより、行政運営の効率化、事業の見える化を進めます。

「柏崎市公共施設等総合管理計画」に掲げる公共施設の大規模修繕に対応するため、公共用施設維持管理基金の創設に向けた検討を進めます。

新地方公会計は、統一的な基準による財務書類等を作成し、発主主義\*の視点を取り入れた正確な行政コストやストック情報（資産・負債）\*を財政運営に活用するとともに、「柏崎市公共施設等総合管理計画」と連携した効率的な資産マネジメント\*を推進します。

### (2) 適正な受益者負担

「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、公の施設の使用料及び行政サービス手数料の見直しを行い、市民負担額の設定根拠を明確にしながら、市民に対して説明責任を果たすとともに、適正な受益者負担の確保に努めます。

### (3) 未利用資産の活用

未利用施設は、有効活用の可能性を確認するとともに、老朽化により使用不能となった施設を解体・撤去し、更地化した土地は売却するなど、財源確保の方向性について検討します。

また、財政負担を軽減するため、柏崎地域土地開発公社\*が先行取得した土地の早期買戻しに併せて、公社の解散について検討します。

## 施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
実質公債費比率*	14.7%	11.0%
経常収支比率*	89.7%	92.3%
将来負担比率*	50.7%	57.4%
プライマリーバランス*	2,361,471 千円	2,888,654 千円
未利用地売却物件（累計）	135 ㎡	1,375 ㎡

## 主要な事務事業

事業	事業概要等	事業主体
新地方公会計導入事業	新地方公会計の財政運営への活用 資産マネジメントの推進	市

### 3 公共施設を総合的かつ計画的に管理・運営する

#### 現況と課題

社会情勢が大きく変化している中、公共施設等に求められるニーズも多様化し、必要とされる規模や機能についても新たな角度からの見直しが早急に求められています。また、公共施設等の老朽化に伴い、多額の更新費用が見込まれることから、計画的な対応が必要です。

生産年齢人口の減少による税収入の減少や社会保障関係費の増大など、今後、財政的にますます厳しくなっていくことから、公共施設等の整備更新及び維持管理のための財源を確保することが必要です。

効果的な施設運営や施設の再編を行うには、行政だけでは対応が難しいことから、PPP\*やPFI\*など、公民連携手法による民間のノウハウと資金を活用することが必要です。

#### 公共施設総延床面積

(単位：㎡)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公共施設総延床面積	447,686	449,075	446,073	441,640	435,656

【資料：柏崎市決算書】



機能の見直しを行い、新たな活用が始まった  
かしわざき市民活動センター「まちから」

## 主要施策の 基本方向

### (1) 公共施設の適正な配置と維持・運営

新庁舎や第五中学校の建設により、一時的に公共施設の延床面積が増加することが見込まれますが、「柏崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、適正な施設配置や施設の長寿命化による保全管理を行い、最適な保有量と管理・運営を図ります。

### (2) 適正な民間活力の導入と活用

指定管理者制度\*や包括的民間委託など、民間の経営ノウハウや技術力をいかした官民協働を進めるとともに、公共施設に係る維持管理費を削減します。また、市民団体や民間事業者との連携により、公共施設におけるサービスの向上を図ります。

## 施策の目標指標

目標指標	現在値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
公共施設総延床面積	435,656 ㎡	451,300 ㎡
市施設における指定管理者*数	74	76

※公共施設総延床面積は、増加見込み面積を 19,000 ㎡、削減見込み面積を 3,356 ㎡とし、451,300 ㎡を目標とする。



民間活力をいかし、サービスの向上を図っている  
新潟県立こども自然王国

